

平成 29 年 10 月 11 日

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば
会長 拝師 徳彦 殿

〒163-0241 東京都新宿区西新宿 2 丁目 6-1 新宿住友ビル 41 階
株式会社アグリメディア
代表取締役 諸藤 貴志

お問い合わせに関するご回答

以下、平成 29 年 7 月 21 日付け「お問い合わせ」と題する書面に関しまして、ご回答致します。

1

土地所有者は、利用者と賃貸借契約を結んでいます。そのため、農地法及び特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律所定の手続きを経た上で、当農園を運営しています。その際に農業委員会に提出した貸付協定を添付致しますのでご確認ください。

また、本件サービス提供契約にあたり、当然のことながら、契約書を作成し、弊社と利用者との間で契約を締結しています。その契約書の書式「区画利用申込書 兼 サービス利用申込書」も併せて添付します。実物は、2 枚つづりの複写式の書式となっており、1 枚は会社控え、もう 1 枚はお客様控えとなっています。後者は、契約日当日にお客様へお渡ししています。

2

前述の通りです。

3

表現がわかりづらく申し訳ございませんが、そのような限りではありません。

- (1) については、「契約開始または契約更新」の 3 ヶ月前から「契約開始または契約更新」まで
 - (2) については、「契約開始または契約更新」以降
- が対象の期間となります。

4

栽培に関する資材の費用、契約にまつわるお客様の対応や諸々の手続きに必要な人件費や諸々の雑費、契約の機会損失ならびにそれを補填するための営業広告費などが挙げられます。弊社の提供するサービスは契約開始月をとりわけ定めておりませんが、「農業」という性質上、契約時期は事実上限られてしまっているということはご理解ください。